

美保関運動公園テニスコート ミーティングルーム 利用料金

占用利用

利用区分	時間区分	1時間につき
一般		240円
営利宣伝を目的とした場合		300円

- 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含む。
- 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。